1,384千円×e_1＋4,006千円×e_2

［略］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×188.693＋C×103.534）／A

［略］

19　略

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）

α／1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

21　略

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.5＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.5又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

㈠、㈡及び㈢に定めるところにより、市町村をⅠの地域（一種地から十種地まで）及びⅡの地域（一種地から十種地まで）に区分する。

㈠　次の㈠、㈡、㈢及び㈣に定めるところによって算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅠの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅠの地域九種地、八五〇

1,380千円×e_1＋4,017千円×e_2

［同左］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×193.141＋C×105.776）／A

［同左］

19　同上

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7961）×（1／B）

α／1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7961）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7961）×（1／B）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

21　同上

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.7＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは0とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.7又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

㈠、㈡及び㈢に定めるところにより、市町村をⅠの地域（一種地から十種地まで）及びⅡの地域（一種地から十種地まで）に区分する。

㈠　次の㈠、㈡、㈢及び㈣に定めるところによって算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅠの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅠの地域九種地、八五〇